NYAMA News

May. 2019

Thinking Future Together...

Vol. 77

見直し議論が本格化する労働法制の最新動向

残業時間の罰則付き上限規制など、働き方改革関連法に盛り込まれた新たなルールが4月から順次始まって います。同時に、外国人の就労拡大を目指す新在留資格『特定技能』も創設され、運用がスタートしました。企 業がそれらの準備や対応に追われる中、今春から更に別のデーマの雇用・労働に関する法律の見直し議論が本 格化していきます。政府が法案を国会提出する過程で必要な手順の「最終工程」が、厚労相の諮問機関である 労働政策審議会(労政審)での議論です。年内にそのテーブルに乗る公算が高い身近な政策課題について、見 直しの方向性と今後の展開などを整理します。

▼府の規制改革推進会議(大田弘子議長)は2月下旬、 「働き方の多様化推進に向けたルールの整備」を検討 するタスクフォースを設置して議論を展開しています。多様 化推進の具体策として「副業・兼業、テレワーク」を広げた い官邸は、現行の労働基準法や労働者派遣法の規制の中に阻 害要因があるとみています。

具体的には、原則禁止の日雇い(短期)派遣で例外規定と なっている「副業の場合は年収500万円以上の人」という 基準を緩和させたい意向です。このほか、労働基準法で定め る「労働時間の通算」が、働き方の多様化を妨げているとの 考えです。タスクフォースのこれまでの議論を総合すると、 (1) 在宅勤務だけでなく、モバイル勤務やサテライトオフィ ス勤務などのテレワークが拡大する中、働く人にとって阻害 要因はないか、(2)特に副業としての日雇い派遣について現 在の規制が妥当なものか――の2つを軸に置いています。

タスクフォースは同会議として5月末までに提言を取りま とめる方針で、政府は提言を6月に閣議決定して関係法令を 所管する厚生労働省に検討に着手するよう促す見通しです。

解雇紛争の金銭解決の制度創設

政府は、「解雇無効時の金銭解決」を制度化することで労 働市場の流動化を促進したい考え。今夏以降に、労政審での 議論に持ち込みたい意向です。

これまでも、労政審のテーブルに乗せようと環境整備に努 めてきた政府ですが、労働側の強い抵抗で先送りされてきた 経緯があります。今回、厚労省の有識者会議「解雇無効時の 金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」が報告書 をまとめて労政審に送る準備に入っています。

労働者の解雇紛争をめぐっては、現行の調停機関である企 業内の自主解決機関、都道府県労働局、労働審判、民事訴訟 のいずれにおいても「一定の金銭の支払い」による和解は行 われているものの、法的根拠に乏しく、和解金の水準も"ブ ラックボックス"化されています。

このため、対象となった労働者は和解の判断に迷いがちな うえ、訴訟を通じて高額な和解金を得られる大企業社員と和 解金なしで解雇される中小企業社員らとの間に著しい格差が 生じているのが実態です。

政府は、「労働者の選択肢が増える」との主張ですが、労 働側の反発は根強く、動向が注目されます。

外国人技能実習制度の「柔軟運用」

4月から外国人労働者の受け入れ拡大を狙う新たな在留資 格「特定技能」の運用が始まりました。昨年暮れの国会で、 急ピッチな審議による入管法改正案の成立から4カ月足らず でスタートを切りましたが、予想されていた通り、準備不足 で初年度は事実上の「助走期間」となっています。

こうした中、政府は「特定技能」とのつながりが強い外国 人技能実習制度について、中小企業や農業などの現場で実習 生が幅広い作業に当たれるよう、実習生ごとの実習計画に関 する柔軟な運用や業種拡大などを進めます。

厚労省は3月下旬以降、「外国人技能実習制度の柔軟化に 向けた検討チーム」を立ち上げ、自治体や業界団体などから ヒアリングを本格化させています。厚労省の政務官をトップ にしたチームで、早急に方向性を示して実行に移す作業に入 ります。政府は当面、「特定技能」と「技能実習」の両輪を回 していく考えです。

民間企業の70歳雇用延長

今年の焦点のひとつになると予想されるのが民間企業の 「70歳雇用延長」の議論です。政府の「未来投資会議」で議 長を務める安倍晋三首相が昨秋、「全世代型社会保障」制度 の一環として65歳を過ぎた高齢者の就労機会の確保に向 け、企業に70歳を目標にした継続雇用を求める法改正の方 針を表明しました。

高齢者の就労延長については、2013年4月に施行され た改正高年齢者雇用安定法により、60歳を超えた労働者に 対して企業に65歳までの雇用義務を段階的に課しました。 老齢年金の比例報酬部分の支給を60歳から3年刻みで1歳 ずつ繰り上げるのに合わせて、企業の雇用義務を1歳ずつ引 き上げました。「無年金、無収入」の事態を避けるのが目的で した。この改正高齢法の再見直し議論が、労政審で始まりま す。今回の「70歳雇用」案は13年の改正法の施行当時から、 有識者らの間で「政府は年金支給開始時期をさらに遅らせ、 それまでは働いてもらう方向にしたいはず」との観測が支配 的でしたが、その予測通りの展開となっています。 取材・文責 株式会社アドバンスニュース



請負事業適正化・雇用管理改善推進事業 製造請負優良適正事業者認定制度

株式会社 平山 TEL:03-5783-3571 (代) http://www.hirayamastaff.co.jp 東京本社:〒108-0075 東京都港区港南 1-8-40 A-PLACE 品川 6 階

